

	114	309,200	354,500		
	115	309,500	355,000		
	116	309,800	355,400		
	117	310,100	355,900		
	118	310,400	356,300		
	119	310,600	356,700		
	120	310,900	357,100		
	121	311,200	357,500		
定年前 再任用 短時間 勤務の 警察職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円
		226,600	269,300	294,900	338,600

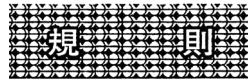
(備考) この表は、長野県警察本部に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する一般職員で人事委員会の定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。  
(実施規定)
- この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。  
(給与の内払)
- この条例による改正前の長野県警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて、令和6年4月1日以後の分として警察職員に支払われた給与は、この条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

警 務 課



農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年1月27日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 長野県規則第1号

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林業普及指導手当に関する規則(昭和40年長野県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第9項」を「第10項」に、「週休日」を「週休日並びに勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

人 事 課

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和7年1月27日

長野県公営企業管理者 吉 沢 正

#### 長野県公営企業管理規程第1号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

第1条 企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

第2条 企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この管理規程中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の企業職員の給与に関する規程の規定は、令和6年12月1日から適用する。

経営推進課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年1月27日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

### 長野県人事委員会規則第1号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の205」を「100分の215」に、「100分の245」を「100分の255」に改め、同条第2号中「100分の97.5」を「100分の102.5」に、「100分の117.5」を「100分の122.5」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の215」を「100分の315」に、「100分の255」を「100分の375」に改め、同条第2号中「100分の102.5」を「100分の150」に、「100分の122.5」を「100分の180」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第11条の規定は、令和6年12月1日から適用する。

人事委員会事務局

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年1月27日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

### 長野県人事委員会規則第2号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条の12第2項」を「第17条の12」に、「第33条及び別表第7」を「第21条及び第33条」に改める。

第3条を次のように改める。

(初任給調整手当の額)

第3条 一般職員給与条例第17条の10第1項の規定に該当する職員及び学校職員給与条例第19条第1項の規定に該当する学校職員に対して支給する初任給調整手当の月額、別表に掲げる額とする。

第5条の見出しを「(特定の職員に対する初任給調整手当の支給期間及び額)」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附則に次の1項を加える。

(一般職員給与条例附則第21項の規定の適用を受ける職員等の支給額)

- 7 一般職員給与条例附則第21項の規定の適用を受ける職員のうち、一般職員給与条例第17条の10第1項第2号から第4号までの規定により初任給調整手当を支給される職員及び学校職員給与条例附則第18項の規定の適用を受ける学校職員のうち、学校職員給与条例第19条第1項第2号の規定により初任給調整手当を支給される学校職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表に掲げる額」とあるのは、「別表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

附則の次に次の別表を加える。

(別表) (第3条関係)

## 初任給調整手当月額表

ア 一般職員給与条例第17条の10第1項第1号の規定に該当する職員

支給期間	月額
1 医師国家試験又は歯科医師国家試験に合格した日から起算して16年に達する日の属する月までの間	円 370,400
2 1の期間が満了する月の翌月以後の1年間	366,400
3 2の期間が満了する月の翌月以後の1年間	362,400
4 3の期間が満了する月の翌月以後の1年間	358,400
5 4の期間が満了する月の翌月以後の1年間	354,400
6 5の期間が満了する月の翌月以後の1年間	350,400
7 6の期間が満了する月の翌月以後の1年間	336,400
8 7の期間が満了する月の翌月以後の1年間	320,400
9 8の期間が満了する月の翌月以後の1年間	303,900
10 9の期間が満了する月の翌月以後の1年間	287,400
11 10の期間が満了する月の翌月以後の1年間	270,900
12 11の期間が満了する月の翌月以後の1年間	251,400
13 12の期間が満了する月の翌月以後の1年間	231,900
14 13の期間が満了する月の翌月以後の1年間	212,400
15 14の期間が満了する月の翌月以後	192,900

イ 一般職員給与条例第17条の10第1項第2号の規定に該当する職員

支給期間	月額
1 採用の日から起算して5年に達する日の属する月までの間	円 50,000
2 1の期間が満了する月の翌月以後の1年間	45,500
3 2の期間が満了する月の翌月以後の1年間	41,000
4 3の期間が満了する月の翌月以後の1年間	36,500
5 4の期間が満了する月の翌月以後の1年間	32,000
6 5の期間が満了する月の翌月以後の1年間	27,500
7 6の期間が満了する月の翌月以後の1年間	23,000
8 7の期間が満了する月の翌月以後の1年間	18,500
9 8の期間が満了する月の翌月以後の1年間	14,000
10 9の期間が満了する月の翌月以後の1年間	9,500
11 10の期間が満了する月の翌月以後採用の日から起算して15年に達する日までの間	5,000

ウ 一般職員給与条例第17条の10第1項第3号及び第4号の規定に該当する職員

支給期間	月額	
	3号職員	4号職員
1 採用の日から起算して1年に達する日の属する月までの間	円 10,000	円 2,500
2 1の期間が満了する月の翌月以後の1年間	8,000	2,000
3 2の期間が満了する月の翌月以後の1年間	6,000	1,500

4	3の期間が満了する月の翌月以後の1年間	4,000	1,000
5	4の期間が満了する月の翌月以後採用の日から起算して5年に達する日までの間	2,000	500

(備考) 「3号職員」とは一般職員給与条例第17条の10第1項第3号の規定に該当する職員を、「4号職員」とは同項第4号の規定に該当する職員をいう。

エ 学校職員給与条例第19条第1項第1号の規定に該当する学校職員

支給期間		月額
1	医師国家試験又は歯科医師国家試験に合格した日から起算して6年に達する日の属する月までの間	円 51,600
2	1の期間が満了する月の翌月以後の1年間	49,800
3	2の期間が満了する月の翌月以後の1年間	48,000
4	3の期間が満了する月の翌月以後の1年間	46,200
5	4の期間が満了する月の翌月以後の1年間	44,400
6	5の期間が満了する月の翌月以後の1年間	42,600
7	6の期間が満了する月の翌月以後の1年間	40,800
8	7の期間が満了する月の翌月以後の1年間	39,000
9	8の期間が満了する月の翌月以後の1年間	37,200
10	9の期間が満了する月の翌月以後の1年間	35,800
11	10の期間が満了する月の翌月以後の1年間	34,400
12	11の期間が満了する月の翌月以後の1年間	33,000
13	12の期間が満了する月の翌月以後の1年間	31,600
14	13の期間が満了する月の翌月以後の1年間	30,200
15	14の期間が満了する月の翌月以後の1年間	28,800
16	15の期間が満了する月の翌月以後の1年間	27,400
17	16の期間が満了する月の翌月以後の1年間	26,800
18	17の期間が満了する月の翌月以後の1年間	26,200
19	18の期間が満了する月の翌月以後の1年間	25,200
20	19の期間が満了する月の翌月以後の1年間	24,600
21	20の期間が満了する月の翌月以後の1年間	24,000
22	21の期間が満了する月の翌月以後の1年間	23,400
23	22の期間が満了する月の翌月以後の1年間	22,800
24	23の期間が満了する月の翌月以後の1年間	22,000
25	24の期間が満了する月の翌月以後の1年間	21,700
26	25の期間が満了する月の翌月以後の1年間	21,300
27	26の期間が満了する月の翌月以後の1年間	20,700
28	27の期間が満了する月の翌月以後	19,800

オ 学校職員給与条例第19条第1項第2号の規定に該当する学校職員

支給期間		月額
1	採用の日から起算して1年に達する日の属する月までの間	円 2,500

2	1の期間が満了する月の翌月以後の1年間	2,000
3	2の期間が満了する月の翌月以後の1年間	1,500
4	3の期間が満了する月の翌月以後の1年間	1,000
5	4の期間が満了する月の翌月以後採用の日から起算して5年に達する日までの間	500

## 附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則第3条（別表を含む。）及び附則第7項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

人事委員会事務局

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年1月27日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

## 長野県人事委員会規則第3号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「勤務時間を割り振らない日」を「同条第6項に規定する週休日」に改め、同項第2号中「第2条第9項」を「第2条第10項（同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。第2条の8第5項を除き、以下同じ。）」に改め、同条の次に次の6条を加える。

(職員の申告を経て行う勤務時間の割振り等の適用除外職員)

第2条の2 条例第2条第9項の人事委員会が定める職員は、同条第8項の規定により週休日又は勤務時間についてその割振りを別に定められた職員（同条第9項の定めるところにより週休日及び勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないものとして任命権者が定める職員を除く。）その他適切な公務の運営を確保するため同項の規定を適用しないこととする必要がある職員として任命権者が定める職員とする。

(職員の申告を経て行う勤務時間の割振り等の基準等)

第2条の3 任命権者は、勤務時間の割振り等（条例第2条第9項の規定による勤務時間を割り振らない日（同項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第2条の8第5項及び第7条第4項を除き、以下同じ。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下この条から第2条の5までにおいて同じ。）を行う場合には、条例第2条第9項に規定する申告（次条第1号並びに第3条第4項及び第5項を除き、以下「申告」という。）を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に人事委員会が定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

- 第2条の6に規定する単位期間（以下この号及び第3号において「単位期間」という。）をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間。）につき1日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができること。
  - 1日につき4時間以上12時間以下の勤務時間を割り振ること。
  - 前2号の規定にかかわらず、休日（条例第6条第1項に規定する休日をいう。第3条の5を除き、以下同じ。）その他人事委員会が定める日については、7時間45分（条例第2条第6項に規定する定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員等の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における週休日以外の日の日数で除して得た時間）の勤務時間を割り振ること。
  - 月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時までの間において、標準休憩時間（任命権者が、職員が勤務する所属の職員の休憩時間等を考慮して、その時間並びに始まる時刻及び終わる時刻を定める標準的な休憩時間をいう。）を除いて連続するように、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通して勤務時間を割り振ること。
  - 始業の時刻を午前5時以後に、終業の時刻を午後10時以前に設定すること。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員等に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第2条第9項の規定による勤務時間の割振りについては、人事委員会が定めるところにより、前項第2号及び第4号に掲げる基準によらないことができるものとする。
- 3 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事委員会が定める場合に係る条例第2条第9項の規定による勤務時間の割振りについては、人事委員会が定めるところにより、第1項第4号に掲げる基準によらないことができるものとする。

4 任命権者は、第1項各号(第1号及び第3号を除く。)に掲げる基準によらないことが、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、人事委員会と協議して、当該基準について別段の定めをすることができる。この場合において、当該別段の定めが人事委員会が定める基準に適合するものであるときは、当該人事委員会との協議を要しないものとする。

(職員の申告を経て行つた勤務時間の割振り等の変更)

第2条の4 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。

- (1) 条例第2条第9項に規定する申告及び第3条第4項に規定する休憩時間の申告があつた場合において、これらの申告どおりに変更するとき。
- (2) 勤務時間の割振り等を行つた後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事委員会が定めるところにより変更するとき。

(勤務時間の割振り等の申告)

第2条の5 申告は、第2条の3に定める基準に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始業及び終業の時刻を明らかにしてしなければならない。

(単位期間)

第2条の6 条例第2条第9項の人事委員会が定める期間(以下この条において「単位期間」という。)は、1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間とし、単位期間の初日は日曜日とする。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外)

第2条の7 第2条の3から第2条の5までの規定は、育児短時間勤務職員等には適用しない。

第3条の見出しを「(週休日の振替等)」に改め、同条第1項、第3項及び第4項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 任命権者は、週休日の振替等(次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)を行う場合には、週休日の振替等を行つた後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日(条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第7条第4項において同じ。)が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第5条の3第1項に規定する勤務日等をいう。第4条の8及び第5条において同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

- (1) 週休日の振替(条例第2条第10項の規定により勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。)
- (2) 勤務時間を割り振らない日の振替(条例第2条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定により勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。)
- (3) 半日勤務時間の割振り変更(条例第2条第10項(同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により勤務日(半日勤務時間のみが割り振られている日を除く。)の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。)

第3条第6項中「週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更」を「週休日の振替等」に改め、同条を第2条の8とし、同条の次に次の1条を加える。

(休憩時間)

第3条 任命権者は、おおむね毎4時間の連続する正規の勤務時間(条例第4条第2項に規定する正規の勤務時間をいう。第4条の8第2項を除き、以下同じ。)の後に休憩時間を置かなければならない。

- 2 任命権者は、条例第2条第7項から第9項までの規定により勤務時間を割り振る場合(同条第10項の規定によりこれらの勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振る場合を含む。)において、公務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して支障がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、連続する正規の勤務時間が6時間30分を超えることとなる前に休憩時間を置くことができる。
- 3 任命権者は、前2項の規定にかかわらず、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害する場合には、休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。
- 4 任命権者は、条例第2条第9項の規定により勤務時間を割り振る場合には、職員からの休憩時間の申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該申告どおりに休憩時間を置くことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に人事委員会が定めるところにより、当該申告と異なる休憩時間を置くことができるものとする。
- 5 前項に規定する休憩時間の申告は、条例第2条第9項に規定する申告をする際に、併せて、第1項から第3項まで及び第2条の3に定める基準に適合するように、休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻を明らかにしてしなければならない。

第3条の3第2項中「に週休日」の次に「又は勤務時間を割り振らない日(以下この条において「週休日等」という。)」を加え、「当該週休日」を「当該週休日等」に改める。

第4条の8第2項中「(条例第6条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)」を削り、同項第1号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に、「若しくは第8項」を「から第9項まで」に改める。

第7条第4項中「週休日」の次に「、勤務時間を割り振らない日」を加える。

第8条第1項の表の第11号中「(条例第4条第2項に規定する正規の勤務時間をいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年長野県条例第37号)附則第4項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第2条の3第1項及び第2項の規定を適用する。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

3 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「次項及び第7条第1項第2号において」を「以下」に改める。

第10条第2項第7号中「第9項」を「第10項」に改め、「週休日、」の次に「同条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日、」を、「休日等(」の次に「会計年度任用職員として在職した期間にあつては、勤務日以外の日。」を加える。

(長野県人事委員会事務処理規則の一部改正)

4 長野県人事委員会事務処理規則(昭和39年長野県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2の7の(3)中「第3条第2項」を「第2条の8第2項」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

5 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第36条中「第9項」を「第10項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第42条の2第1号中「第3条第5項」を「第2条の8第5項」に、「週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更」を「週休日の振替等」に改め、同項第2号及び第3号中「若しくは第8項」を「、第8項若しくは第9項」に改め、同項第4号中「第2条第8項」の次に「又は第9項」を加え、「又は」を「若しくは」に、「(以下)」を「又は条例第2条第9項に規定する単位期間(以下)」に改める。

第42条の4第1項中「第9項」を「第10項」に改める。

人事委員会事務局